

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム
研究者派遣プログラム

成果報告書

提出日：令和元年 10 月 16 日

【基本情報】

○申請者

採 択 年 度：平成 30 年度
部 局 名 等：人間・環境学研究科 共生文明学専攻
職 名：准教授
氏 名：見平 典
研究課題名：違憲審査制の運用に関する米日比較制度分析

○渡航先

国 名：アメリカ合衆国
研究機関名：カリフォルニア大学バークレー校
研究室名等：[研究室名] 法と社会 研究センター
[職名等・氏名] マルコム・M・フィーリー教授
渡 航 期 間：平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 8 月 31 日（365 日）（支給期間）

○渡航期間中の出張

出 張 先：アメリカ合衆国ワシントン D.C 等
目 的：
① Law and Society Association 2019 Annual Meeting に出席し、研究発表・情報収集を行う。
② 法学・政治学の研究者・実務家と面談し、情報収集を行う。
③ American Constitution Society National Convention 2019 に出席し、情報収集を行う。
期 間：令和元年 5 月 27 日 - 6 月 9 日

出 張 先：
目 的：
期 間：

出 張 先：
目 的：
期 間：

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム 研究者派遣プログラム

【成果】

○プロジェクトの成果及び今後の展開

・研究概要

違憲審査制とは、人権や憲法秩序を保障するために、裁判所が法令の合憲性を審査する制度のことをいう。本研究は、①アメリカ連邦最高裁判所がこの制度を積極的に運用している背景的要因を解明するとともに、②その成果を踏まえて、日本において違憲審査制を活性化していくために必要な制度的諸手当について考察することを目的としている。このような研究の背景には、日本においては違憲審査制が十分には機能しておらず、人権保障・憲法保障という制度理念が実現していないとの問題意識がある。

このような観点から、アメリカ滞在中には、アメリカの裁判官制度、司法と法曹集団との関係性、司法と国民との関係性、政治文化のあり方など、アメリカ司法の積極性に関係しているとみられる諸要因について、日本と比較しつつ検討を進めた。検討にあたっては、関連文書・文献の質的分析のほか、アメリカの法学研究者、政治学研究者、法律実務家、市民団体関係者などからの聞き取りも行った。

・国際共同研究の立上げ・ネットワークの構築

アメリカ滞在中には、現地の法学研究者、政治学研究者、現職・元職裁判官、弁護士、市民団体関係者らとの会話を通して、書籍・論文の読解のみでは得られない貴重な視点や情報を数多く得ることができた。その結果、研究テーマのみならず、アメリカの司法および政治に関する様々な問題について、より深く立体的な理解を得ることができた。さらに、彼らの一部とは、今後も情報交換・交流できる関係を築くことができたことから、今後の研究活動に活かしていきたい。

また、所属先のカリフォルニア大学バークレー校法科大学院には、世界各国から客員研究員やLL.M.生などの身分で法学研究者・法律実務家が集まっており、彼らとの交流を通して、アメリカ以外の司法についても知見を広げることができた。とりわけ、同様の問題関心を持つ東アジアの研究者・実務家から、日本の隣国の司法の取り組みや課題などについて有益な情報を得ることができた。このネットワークも大切にして、今後の研究活動に活かしていきたい。

・国際共著論文の投稿・発表等の状況、国際学会等での発表状況 [予定を含む]

滞在中に、アメリカの法社会学会である Law and Society Association の年次大会において、下記の研究発表を行うとともに、同様の研究関心を持つ大会参加者と交流し、ネットワークの形成に努めた。

MIHIRA, Tsukasa, *The Supreme Court of Japan in Transition: Judicial Review and Separate Opinion Writing after Late Judicial Reforms*, Law and Society Association Annual Meeting, Washington, D.C., May 30, 2019.

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム 研究者派遣プログラム

・在外研究経験によって習得した能力等

アメリカ滞在中には、現地の法律・政治の専門家との交流のみならず、市民との交流、地域行事への参加、政治集会・市民集会への参加、選挙関連行事の観察、地域の新聞やニュース番組の購読・視聴等を通して、アメリカの草の根民主主義（grassroots democracy）の動態を間近で観察することができた。その結果、日本において論文・資料を読解・分析したり、アメリカに短期出張したりするのみでは得られない、アメリカの司法・政治に関する数多くの有益な知見・視点を得ることができた。それらは、今後アメリカおよび日本の司法・政治を分析していく上での基盤を構成するものであり、本在外研究経験によって、より深く的確な分析を行うための土台を厚くすることができた。

また、滞在中には、カリフォルニア大学バークレー校法科大学院の憲法の授業の一部を聴講させて頂き、アメリカの法科大学院教育の特徴とされるソクラティック・メソッドとケース・メソッドを経験することができた。両メソッドは、学生の主体的な学びを引き出す点、法実務への接続の点で有効とされるが、その成否は教員が学生に繰り出す問いの中身にかかっている。アメリカのトップ・レベルの法科大学院において、そうした問いと学生の応答に直接触れることができたことは、アメリカの法曹養成プロセスを理解する上でも、私自身の今後の教育実践にとっても大変有意義であった。

さらに、滞在中には、カリフォルニア大学バークレー校法科大学院に所属することにより、アメリカのトップ・レベルの大学の研究活力・教育活力の源泉の一端に触れることができた。たとえば、同大学院においては、学期中には様々なセミナーや交流行事がきわめて頻繁に開催されており、教員・学生ともに常に新たな知的刺激を受けることが可能になっていた。また、客員研究員プログラムを整備して、世界各国から多数の客員研究員を集めており、各国研究者の交流の結節点としても機能していた。スタッフの規模や財源が異なるため、日本の大学においてこうした環境を直ちに実現することは難しいものの、日本の大学の今後のあり方を考える上で必要な視野を広げることができた。

・在外研究経験を活かした今後の展開

今後は、アメリカおよび日本の違憲審査制・司法に関する滞在中の研究成果を取りまとめていくとともに、滞在中に申請し採択された科学研究費基盤研究Cのプロジェクトとして、それをさらに拡張・発展させていきたい。

また、上記のように、アメリカ滞在中には、現地の法律・政治の専門家や市民との交流、各種イベントへの参加などを通して、本研究テーマのみならず、広くアメリカの司法・政治・社会のありようについて、より具体的で深い理解を得ることができた。さらに、滞在中には、東アジアの研究者との親交も得ることができた。今後は、こうした知見やネットワークを、研究活動・教育活動に積極的に活かしていきたい。

さらに、本研究は、日本の違憲審査制とそれを取り巻く司法制度・法実務の発展に寄与することを目指すものであるから、法実務家にも積極的に成果を発信し、情報交換・意見交換を行っていきたい。

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム
研究者派遣プログラム

英文成果報告書

○申請者情報

部 局 名 : Graduate School of Human and Environmental Studies
職 名 : Associate Professor
氏 名 : MIHIRA, Tsukasa
研究課題名 : Comparative Institutional Analysis of US and Japanese Judicial Review
渡 航 期 間 : September 1, 2018 – August 31, 2019

○渡航先情報

国 名 : The United States of America
研究機関名 : University of California, Berkeley, School of Law
研究室名等 : Center for the Study of Law and Society
受入研究者名 : Professor Malcolm M. Feeley

○渡航報告

The University of California, Berkeley (UC Berkeley) is a public research university located in San Francisco Bay Area, California, US. It was established in 1868, and more than 40,000 undergraduate and graduate students are currently enrolled at the university. It has been one of the leading research universities in the world.

The Center for the Study of Law and Society (CSLS) is one of many research centers and institutions of UC Berkeley, School of Law (Berkeley Law). It was founded in 1961 to promote interdisciplinary empirical studies on legal phenomena. I was affiliated with the center as a visiting scholar during the period of 2017-2019.

During my stay at Berkeley Law, I had the opportunity to audit part of several constitutional law classes and to observe Socratic method and case method in those classes. These methods are characteristic in the US law school education and considered to be effective in promoting students' proactive learning and having them prepared for legal practice. The success of these methods depends largely on the content and quality of the questions professors raise in the classroom, and the opportunity to observe those questions and answers between professors and students at a top US law school was really valuable for my understanding of the US legal education process and my pedagogical development.

Berkeley Law attracts many visiting scholars and LL.M. students from around the world who are law professors, researchers, and practitioners in their home countries. Thanks to the interaction and

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム
研究者派遣プログラム

communication with them, particularly those from East Asian countries, I could expand my knowledge of the judiciaries of various countries, in addition to the US judiciary. I intend to utilize this knowledge and network in my future research activities.

During my stay at Berkeley Law, I could also observe some of the sources and foundations of its vigorous research and education. For example, Berkeley Law holds a variety of seminars and gatherings open to both faculties and students very frequently during the semesters, and they are continually exposed to new intellectual stimulation. Moreover, thanks to the well-organized visiting scholars program, it attracts many visiting scholars from various countries and functions as a center of international academic exchange. It would be difficult to realize such environment in Japanese universities due to the difference of the budget and staff size, but such information on top US universities would be useful when contemplating the future of Japanese universities.

While in the US, I was also able to observe the actual operation of American grassroots democracy through the conversation with local citizens, participation in political and social events, reading local newspapers etc. As a result, I could expand and deepen my perspective on and knowledge of American law and politics, which will contribute to my future research on the US and Japanese judiciaries.



Center for the Study of Law and Society



UC Berkeley, School of Law